

## 横浜市乳幼児一時預かり事業 障害のあるお子様の受け入れについて

乳幼児一時預かり事業では、事前に児童状況書によりお申し出いただくことで、障害のあるお子様をお預かりする際に、通常よりも施設側の保育者を増やして保育を行うことができる制度があります。

※お子様の障害の等級に応じて、対応する保育者の人数が異なります。

### 【制度の対象】

身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者手帳のいずれかを交付されているお子様

### 【手続き方法】

- ・すでに交付をされているお子さまは、ご利用予約時にスタッフまでお知らせください。
  - ・児童状況書をお渡しいたしますので、ご記入の上ご提出ください。
  - ・利用開始後に交付もしくは手続きをされた場合は、速やかにお知らせください。
- ※ いずれの場合も、提出資料として手帳の写しが必要となります。

### 【留意事項、その他】

- ・お申し出の際には、お子様の日頃のご様子等について、お話を伺います。安全に保育を実施するためですので、ご理解いただき、施設へご相談ください。
- ・施設では、制度に基づく保育者の増員を行った場合においても、安全に保育を実施することが難しいと判断する場合には、お子様の預かりをお断りする場合があります。
- ・個人情報保護法及び条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用しません。
- ・制度の対象となるのは、児童状況書を提出いただいた日以降となります。
- ・手帳交付申請中の方は、手帳交付を受けてから児童状況書を提出してください。

※ 何かご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。(045-312-9202)